

## 令和7年度 第1回伊根町地域公共交通会議

令和7年5月20日(火) 16時00分～  
ほっと館 ふれあいホール

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 役員を選任

(1) 副会長

(2) 監査委員

### 4. 報告事項

#### ①伊根町における公共交通の現状について

- ・福祉有償運送について
- ・令和6年度丹海路線バス(200円バス)の実績について
- ・予約型乗合交通いねタクについて

#### ②観光急行バスの運行開始について

#### ③京丹後市ささえ合い交通について

### 5. 議事

議第1号 令和6年度伊根町地域公共交通会議収支決算について

議第2号 令和7年度伊根町地域公共交通会議収支予算について

議第3号 予約型乗合交通いねタクの運賃区分の変更について

議第4号 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について

### 6. その他

## 伊根町における福祉有償運送について

## ○経過

平成17年7月に伊根町地域福祉有償運送運営協議会が設置され、本協議会での協議により、平成18年4月から伊根町社会福祉協議会が有償運送事業を実施した。

なお、平成20年4月からは伊根町地域公共交通会議において福祉有償運送に関する事項を協議することとした。(伊根町地域福祉有償運送運営協議会・・・廃止)

## ○福祉有償運送の概要

事業内容	身体的な理由等により公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対して、医療機関への通院等の利便を図るため、移送用車両により有償で送迎するもの。
運送主体	社会福祉法人伊根町社会福祉協議会
車両	2台
利用対象者	伊根町内に住所を有し、家庭等において外出の確保が困難な者で、次のいずれかに該当する者。 ①介護保険の認定者（要介護及び要支援） ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者 ③その他、肢体不自由・内部障害（人工透析等）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者（医師の診断書により利用可能）
利用区域	伊根町、与謝野町、宮津市、京丹後市
登録申請等	登録申請が必要で、年間登録費として2,000円を徴収
利用料金	15分500円、16～30分1,000円、31～45分1,500円、46～60分2,000円、以降15分ごとに500円を加算
運行時間帯	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

## ○移動制約者の状況

## (1) 要介護・要支援者認定者数

令和7年3月31日現在

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	24	53	31	34	39	33	21	235
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	1	1
計	24	53	31	34	39	33	22	236

## (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	計
身体障害者	28	13	19	39	18	5	-	-	122
知的障害者	-	-	-	-	-	-	10	19	29
精神障害者	-	5	7	-	-	-	-	-	12

○登録者数及び利用回数の状況

(1) 登録者数

令和7年3月31日現在

	要介護・ 要支援者	身体障害者	その他	計
伊根町社会福祉協議会	30	3	4	37

(2) 利用回数 令和7年3月31日現在

	伊根町社会福祉協議会		
	町内	町外	計
4月	10	25.5	35.5
5月	7.5	28.5	36
6月	7	27	34
7月	9.5	26	35.5
8月	7.5	23.5	31
9月	9.5	24.5	34
10月	13	32	45
11月	16	20.5	36.5
12月	8	30	38
1月	7	20	27
2月	9	19.5	28.5
3月	11.5	23	34.5
計	115.5	300	415.5

※ 利用回数：片道は0.5回、往復は1回として算出

## 丹海路線バス（運賃上限 200 円バス）の利用状況について

- 伊根線 上宮津公民館－宮津駅－岩滝－与謝の海病院－伊根－伊根郵便局前  
 ○ 蒲入線 上宮津－宮津駅－岩滝－与謝の海病院－伊根－本庄上－長延－蒲入

乗車人員

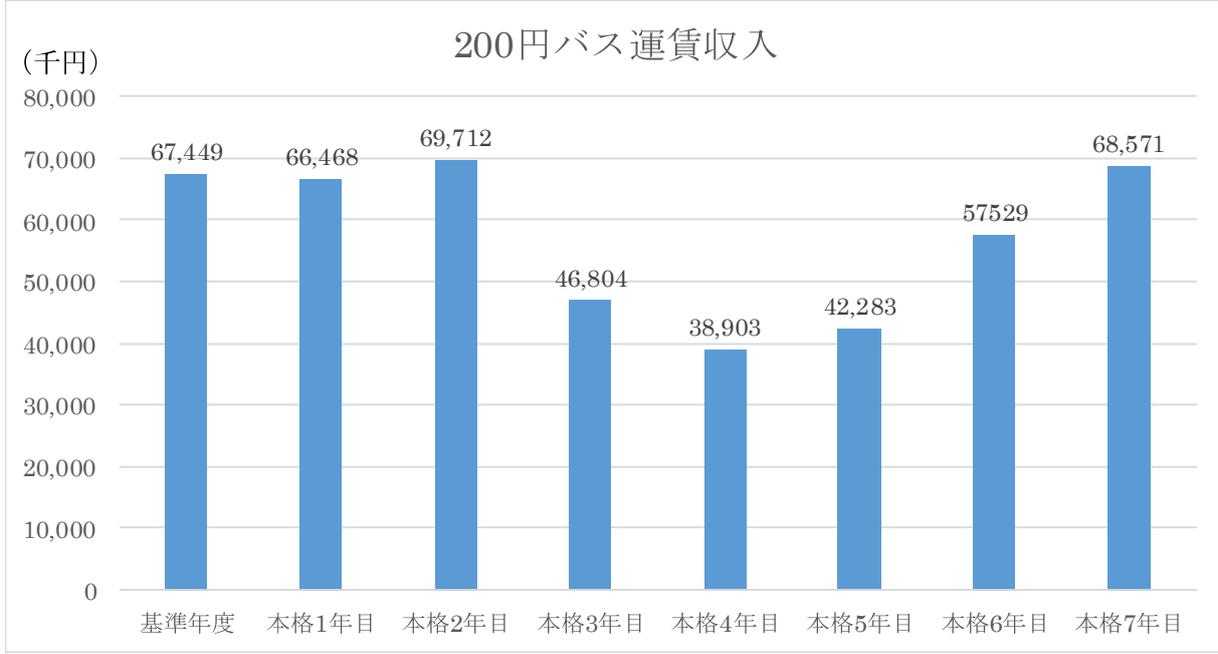
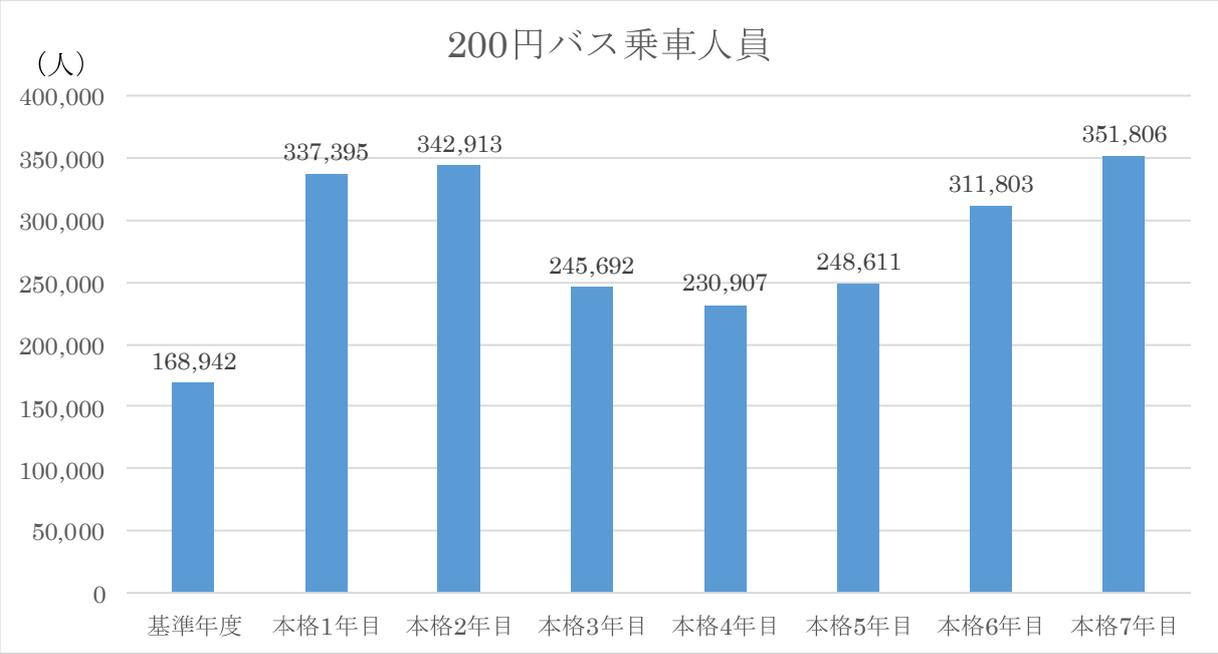
単位：人

年度	期間	系統	計	基準年度比
基準年度	H23.10 ～24.9	伊根線	69,187	
		蒲入線	36,087	
		経ヶ岬線	22,069	
		与謝線	13,529	
		福知山線	28,070	
		計	168,942	
1 年目	H29.10 ～30.9	伊根線	145,353	210.1%
		蒲入線	62,633	173.6%
		経ヶ岬線	50,659	229.5%
		与謝線	41,889	309.6%
		福知山線	36,861	131.3%
		計	337,395	199.7%
2 年目	H30.10 ～R1.9	伊根線	153,247	221.5%
		蒲入線	58,227	161.4%
		経ヶ岬線	60,724	275.2%
		与謝線	35,961	265.8%
		福知山線	34,754	123.8%
		計	342,913	203.0%
3 年目	R1.10 ～R2.9	伊根線	114,615	165.7%
		蒲入線	38,074	105.5%
		経ヶ岬線	36,275	164.4%
		与謝線	43,412	320.9%
		福知山線	13,316	47.4%
		計	245,692	145.4%
4 年目	R2.10 ～R3.9	伊根線	103,870	150.1%
		蒲入線	31,378	87.0%
		経ヶ岬線	27,612	125.1%
		与謝線	55,272	408.5%
		福知山線	12,775	45.5%
		計	230,907	136.7%
5 年目	R3.10 ～R4.9	伊根線	102,023	147.5%
		蒲入線	38,271	106.1%
		経ヶ岬線	38,898	176.3%
		与謝線	58,956	435.8%
		福知山線	10,463	37.3%
		計	248,611	147.2%
6 年目	R4.10 ～R5.9	伊根線	136,541	197.4%
		蒲入線	107,599	298.2%
		与謝線	55,350	409.1%
		福知山線	12,313	43.9%
		計	311,803	184.6%
		7 年目	R5.10 ～R6.9	伊根線
蒲入線	137,260			236.0%
与謝線	54,672			404.1%
福知山線	12,523			44.6%
計	351,806			208.2%

運賃収入

単位：千円

年度	期間	系統	計	基準年度比
基準年度	H23.10 ～24.9	伊根線	26,036	
		蒲入線	15,804	
		経ヶ岬線	10,235	
		与謝線	3,695	
		福知山線	11,679	
		計	67,449	
1 年目	H29.10 ～30.9	伊根線	23,483	90.2%
		蒲入線	13,382	84.7%
		経ヶ岬線	11,455	111.9%
		与謝線	5,904	159.8%
		福知山線	12,243	104.8%
		計	66,468	98.5%
2 年目	H30.10 ～R1.9	伊根線	24,668	94.7%
		蒲入線	12,925	81.8%
		経ヶ岬線	14,611	142.8%
		与謝線	5,160	139.6%
		福知山線	12,349	105.7%
		計	69,712	103.4%
3 年目	R1.10 ～R2.9	伊根線	18,279	70.2%
		蒲入線	8,137	51.5%
		経ヶ岬線	8,973	87.7%
		与謝線	5,943	160.8%
		福知山線	5,472	46.9%
		計	46,804	69.4%
4 年目	R2.10 ～R3.9	伊根線	15,532	59.7%
		蒲入線	6,392	40.4%
		経ヶ岬線	5,568	54.4%
		与謝線	7,008	189.7%
		福知山線	4,403	37.7%
		計	38,903	57.7%
5 年目	R3.10 ～R4.9	伊根線	15,433	59.3%
		蒲入線	7,643	48.4%
		経ヶ岬線	7,807	76.3%
		与謝線	7,647	207.0%
		福知山線	3,754	32.1%
		計	42,283	62.7%
6 年目	R4.10 ～R5.9	伊根線	22,826	87.7%
		蒲入線	23,119	146.3%
		与謝線	7,350	198.9%
		福知山線	4,234	36.3%
		計	57,529	85.3%
		7 年目	R5.10 ～R6.9	伊根線
蒲入線	31,897			122.5%
与謝線	7,286			197.2%
福知山線	4,026			34.5%
計	68,571			101.7%



## 伊根町予約型乗合交通（通称：いねタク）運行状況

	利用登録者数			運賃収入		予約方法		
いねばん	472世帯		現金	1,199,550円		いねばん	1,780回	22.73%
	1,149人		回数券	2,074,000円				
WEB	町民	284人	定期券	483,730円		オペレーター	3,382回	43.19%
	観光客	2,013人	合計	3,757,280円		WEB	2,669回	34.08%

	運行日数	運行回数	一日当たり 運行回数	乗車人数	一日当たり 乗車人数	一運行当たり 乗車人数
平日	243日	6,926回	28.50回	14,221人	58.52人	2.05人
土日祝日	117日	1,214回	10.38回	2,384人	20.38人	1.96人
計	360日	8,140回	22.61回	16,605人	46.13人	2.04人

## 住民と観光客の利用割合

■ 住民利用 ■ 観光利用

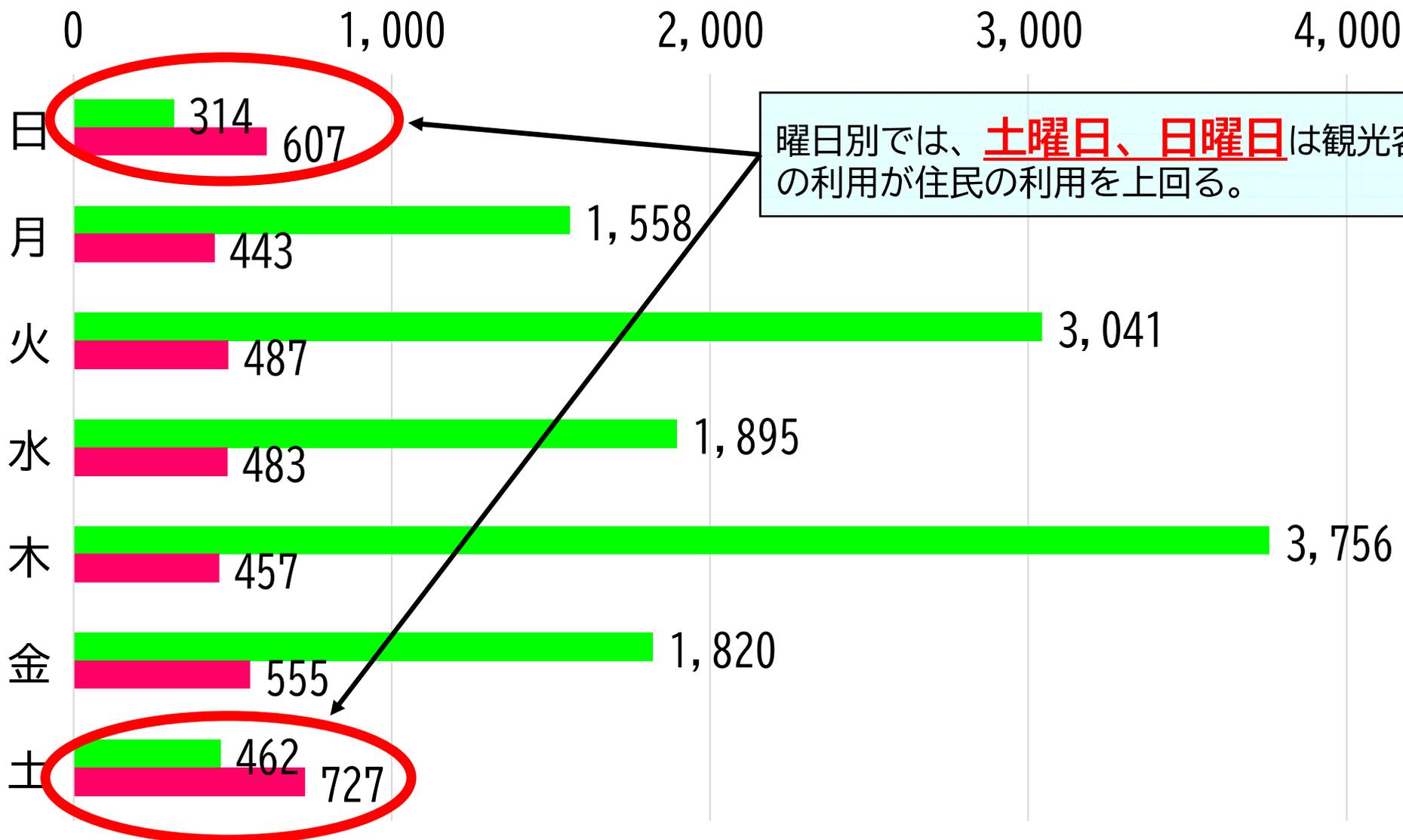




### 曜日別利用者数

■ 住民利用

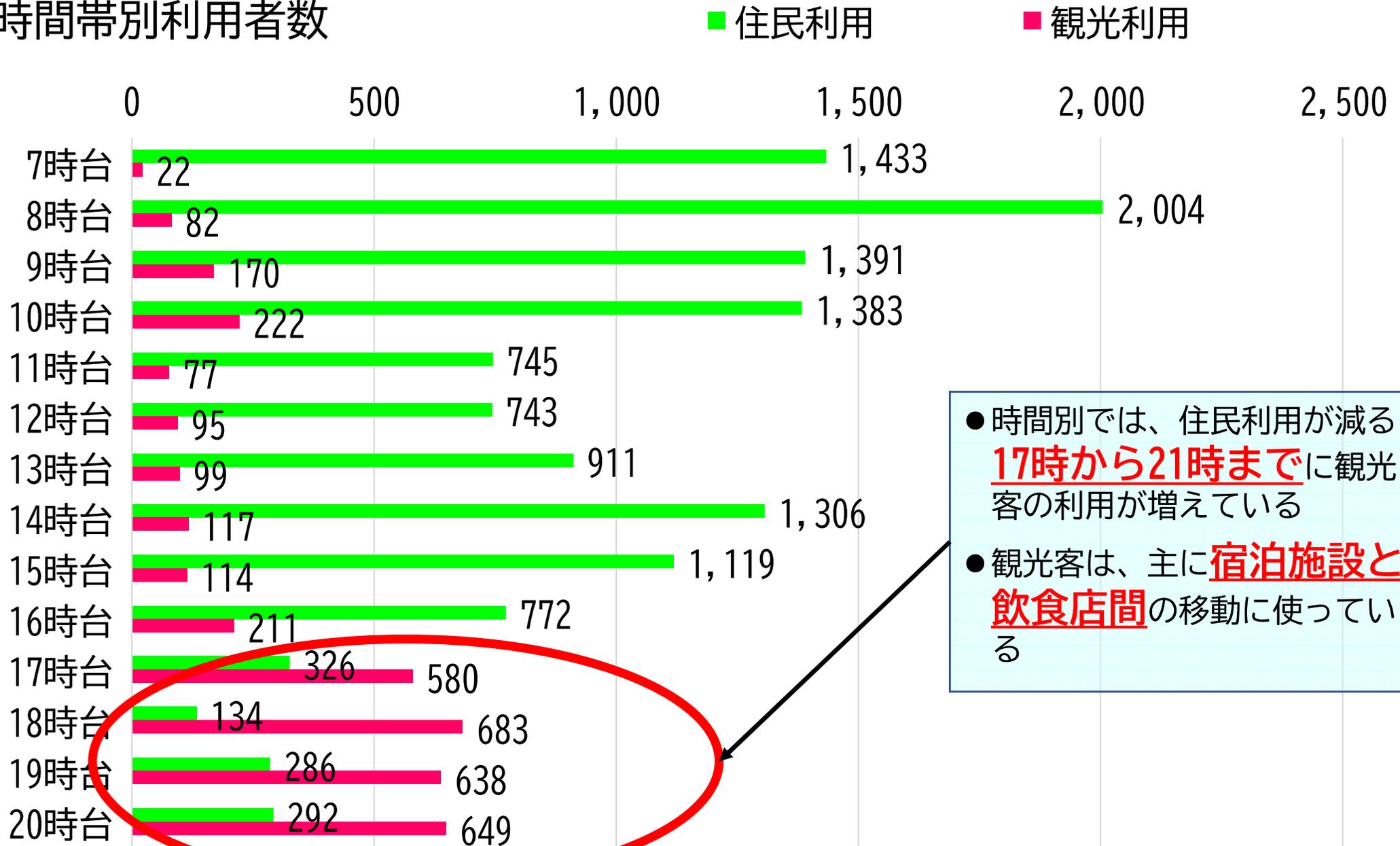
■ 観光利用



曜日別では、**土曜日、日曜日**は観光客の利用が住民の利用を上回る。



### 時間帯別利用者数



- 時間別では、住民利用が減る **17時から21時まで**に観光客の利用が増えている
- 観光客は、主に**宿泊施設と飲食店間**の移動に使っている

## 令和 7 年度天橋立・伊根オーバーツーリズム未然防止対策事業

令和 7 年 5 月 2 0 日  
海の京都 D M O

天橋立・伊根オーバーツーリズム未然防止対策事業について、観光庁に事業計画が選定され、令和 7 年 7 月から未然防止対策事業に取り組みますのでご協力いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、運行開始前に行政、観光協会、報道機関等へお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 天橋立ー伊根交通分散事業

## (1) 伊根航路及び特急バス

① 伊根航路・・・・・・・・7 月 5 日（土）～9 月 2 8 日（日）土日祝日（予定）

宮津ー天橋立ー伊根 1 往復／日

運賃 2, 5 0 0 円（片道）

② 観光特急バス・・・・・・・・1 0 月 1 日（水）～1 2 月下旬 毎日（予定）

浜町パーキングー天橋立ー元伊勢籠神社ー伊根（予定）

運賃 路線バス運賃より高い金額設定（予定）

(2) 伊根ー夕日ヶ浦ー久美浜観光バス・・・・調整中

(3) ウエストレールパス海の京都・・・・・・・・調整中

## 2 伊根パーク&amp;クルーズ事業

① 実施日：7 月 5 日（土）～9 月 2 8 日土日祝日（予定）

② 利用経費：調整中

③ 駐車場：丹後海陸交通（株）遊覧船乗り場駐車場の一部（予定）

④ 運航区間：日出棧橋ー伊根棧橋（舟屋日和）

## 3 伊根観光マナー啓発事業

貸切バス事業者へ啓発（予定）

## 4 調査・効果計測事業

平田交差点の混雑状況調査・・・・9 月に 3 日程度調査（予定）

議 第 1 号

令和6年度伊根町地域公共交通会議収支決算について

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議会長

令和6年度伊根町地域公共交通会議収支決算について、財務規程第15条の規定により、監査結果を添えて提出します。

**伊根町地域公共交通会議  
令和6年度決算書**

資料5

1 収入

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	比較	備 考
款	項	目				
1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	5,031,000	5,031,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,531,000 ・ 車両減価償却費等国庫補助金 2,500,000
合 計			5,031,000	5,031,000	0	

2 支出

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	不用額	備 考
款	項	目				
2. 事業費	1. 事業費	2. 補助金	5,031,000	5,031,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,531,000 ・ 車両減価償却費等補助金 2,500,000
合 計			5,031,000	5,031,000	0	

上記のとおり提出します。

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議  
会長 吉本 秀樹

議 第 2 号

令和7年度伊根町地域公共交通会議収支予算について

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議会長

令和7年度伊根町地域公共交通会議収支予算について、財務規程第2条第2項の規定により提出します。

**伊根町地域公共交通会議  
令和7年度歳入歳出予算書（案）**

資料6

1 収入

(単位：円)

科 目			今年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減	備 考
款	項	目				
1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	2,531,000	4,731,000	▲ 2,200,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 <span style="float: right;">2,531,000</span>
合 計			2,531,000	4,731,000	▲ 2,200,000	

2 支出

(単位：円)

科 目			今年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減	備 考
款	項	目				
2. 事業費	1. 事業費	2. 補助金	2,531,000	4,731,000	▲ 2,200,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 <span style="float: right;">2,531,000</span>
合 計			2,531,000	4,731,000	▲ 2,200,000	

上記のとおり提出します。

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議  
会長 吉本秀樹

## 議 第 3 号

### 予約型乗合交通いねタクの運賃区分の変更について

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議会長

予約型乗合交通いねタクの運賃区分の変更について、設置要綱第2条の規定により協議します。

#### ■現状

回数券の区分は大人か小児・障害者のみである。また、障害者については手帳を所持する本人のみを対象としている。

#### ■提案理由

運賃区分の変更により、利用者の利便性の向上を図る。

## 予約型乗合交通「いねタク」の 回数券の追加と運賃区分の対象者について

### 【現状】

通常運賃	大人…300 円
	小児・障がい者…150 円
回数券	大人…10 枚綴り 2,000 円
	小児・障がい者…1,000 円

※小児区分の対象となるのは小学生までであり、中学生・高校生は大人料金。

※障がい者区分の対象となるのは、障がい者手帳を所持している本人のみ。

### 【提案】

町内の移動手段として、いねタクが定着してきており、習い事や遊び、通学等の目的は様々であるが中高校生の利用も増加している。中高校生の町内の移動需要を更に増やしていくことと、将来のいねタク利用へ繋げるため、中学生・高校生が利用できる回数券を 10 枚綴り 1,500 円で販売する。

また、障がい者の区分に「障がい者と同乗する介護者」も含めることとする。

通常運賃	大人…300 円
	小児・障がい者…150 円
回数券	大人…10 枚綴り 2,000 円
	生徒（中学生・高校生）…1,500 円
	小児・障がい者…1,000 円

※中学生、高校生の通常運賃は大人の運賃区分 300 円に変更ないが、中学生・高校生が利用できる回数券を販売する。

※障がい者には、同乗する介護者も含む。

## 議 第 4 号

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について

令和7年5月20日

伊根町地域公共交通会議会長

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について、  
設置要綱第2条の規定により協議します。

### ■現状

予約型乗合交通いねタクは、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の中の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用している。

### ■提案理由

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を申請するにあたり、毎年度、計画の認定が必要となるため、「地域内フィーダー系統確保維持計画」（伊根町地域公共交通計画別紙）を策定する。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

7 企第 号  
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 伊根町地域公共交通会議  
住 所 京都府与謝郡伊根町字日出 651  
代表者氏名 会長 吉本 秀樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日

(名称) 伊根町地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄道のない本町において、バスは日常生活になくてはならない交通手段である。路線バスは国道中心の運行となっているため、交通空白地を町営のコミュニティバスが走ることで町民の移動手段を確保していたが、便数が少ない等の利便性を改善するため、令和4年3月でコミュニティバスを廃止し、令和4年4月にドアツードアの予約型乗合交通（通称：いねタク）へと転換した。

伊根町内には総合病院や大型の商業施設等が無いため、町内の移動手段としての予約型乗合交通と町外へ通じる路線バスは、自家用車を所有していない住民にとってどちらも重要な移動手段であり、予約型乗合交通を利用し路線バスに乗り継ぐことで、近隣市町へのアクセスも良くなり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。また、自家用車で自由に移動できる住民にとっても、公共交通が移動の際の選択肢となり、それぞれの交通手段を必要に応じて使い分けられることができるように維持していくことが重要である。

これらのことを実現するには、今後も継続してサービスを提供していくことが必要であり、常に安定した運行をすることが重要な課題であると認識したうえで、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、本町の公共交通として確保、維持させていくことを目的とする。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

【利用者数実績】 令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）：12,923人

令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）：15,069人

【令和8年度目標】 15,000人

【今後の目標】 令和9年度15,000人、令和10年度15,000人、令和11年度15,000人  
令和6年10月から蒲入線が再編され、10月～3月までで利用者数が月平均で250人ほど増加している。今後、年間にすると3000人ほどの増加が見込まれるが、令和7年4月からはスクール利用（令和6年度実績(R5.10～R6.9)では2860人）が無くなるため、全体的な増減はほぼなしと想定し、令和8年度以降の目標値は現状維持、安定した運行を継続していくことを目標とする。

なお、伊根町地域公共交通計画の令和8年度の目標値は14,000人としており、目標達成しているが、今後はその目標を下回らないようにしていく。

## (2) 事業の効果

予約型乗合交通を安定的に運行・維持することにより、高齢者をはじめとする交通弱者の町内移動手段が確保されるとともに、路線バスに接続することで町外への円滑なアクセスも実現できる。

また、交通弱者に限らず幅広い方たちに利用していただくことが、地域活性化やまちづくりの一助となる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 予約型乗合交通の運行内容や、バスの時刻表等を記載した公共交通のネットワークが確認できる冊子を作成し、町内全戸と町内施設、関係各所に配布する。
- ・ 町内の診療所や観光施設等での掲示用として、いねタクの運行内容とバスダイヤのみ抜き出した1枚ものの時刻表を作成し配布する。
- ・ 伊根町広報誌や行政情報配信端末で予約型乗合交通の運行内容、利用方法等の情報を発信する。
- ・ 問い合わせがあった際の“予約システム登録支援”や、“予約方法の説明”等、丁寧に対応していく。
- ・ 依頼があれば、予約方法等の出前講座を開催する。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約型乗合交通について、運行に関する事業費は伊根町が負担している。そのうち、予約受付業務と運行業務については一般社団法人伊根町ふるさと振興公社に委託し、委託料として支払っている。

【令和6年度実績 (R6.4~R7.3)】

営業費用：26,740,439円

(内、(一社)伊根町ふるさと振興公社委託費：16,747,988円、車両購入費：6,008,400)

営業収益：3,757,280円

営業外収益：8,441,937円

(内、太陽光売電収入：234,937円、京都府市町村地域生活路線支援補助金：3,176,000円、地域内フィーダー系統補助金：2,531,000円、車両減価償却費補助金：2,500,000)

経常損益：14,541,222円

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 運行事業者からの運行実績報告書により、毎月の実績を確認しまとめたものを交通会議で報告する。
- ・ 目標を達成するために行う事業として計画していたことについて実行できたか、また、利用者数の目標を達成できたか、実績や数値指標を用いて評価する。
- ・ アンケートの実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年5月14日（令和6年度 第1回伊根町地域公共交通会議） →令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画の変更について 協議・承認</li> <li>・ 令和7年1月24日（令和6年度 第2回伊根町地域公共交通会議：文書協議） →令和6年度伊根町地域公共交通会議補正予算（案）について 協議・承認</li> </ul>
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>住民、観光客を対象としたアンケート調査の結果、自家用車への過度な依存の実態が見え、公共交通には利便性向上の声が多かった。それを踏まえ、自家用車に頼りすぎずそれぞれの交通手段を必要に応じて使い分ける「棲み分け」を全体的な方向性とする計画とした。また、バスの運行時刻や予約型乗合交通の乗降場所の調整等により利便性向上を目指すこととした。</p>

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）京都府伊根町字日出 651

（所 属）企画観光課

（氏 名）谷水 梨乃

（電 話）0772-32-0502

（e-mail）tanimizu2076@town.ine.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出

される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	360	7.328			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	360	7,360			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	361日	7,391			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	伊根町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	1,928
交通不便地域等	1,928

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,928	伊根町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
1,928	伊根町全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画	令和6年1月4日	
京都府北部地域連携都市圏公共交通計画	令和4年3月25日	
伊根町地域公共交通計画	令和5年2月15日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)